

回 覧 令和5年2月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

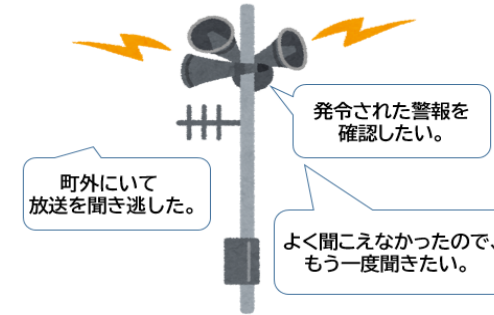
- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|---|
| 〈募 集〉 | 1 | ◆町民参加型演劇『ヨムドラ!』に出演してみませんか? |
| | 2 | ◆介護認定調査員を募集します
◆介護支援専門員（ケアマネジャー）を募集します |
| 〈お知らせ〉 | 3 | ◆小・中学校の入学式のお知らせ
◆マイナポイント第2弾は、2月までにマイナンバーカードを申請すれば間に合います! |
| | 4 | ◆スポーツ安全保険に加入しましょう |
| | 5 | ◆「令和5年春季全国火災予防運動」を実施します
◆家内労働(内職)情報をお知らせします |
| | 6 | ◆自転車を利用している皆さんへ
自転車安全利用五則を守りましょう |
| | 7 | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています |



防災無線の放送内容が☎で確認できます!

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係 ☎52-1110 (直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|--|
| 〈農林畜産業関連〉 | 8 | ◆公社で行う農地売買事業を活用してみませんか
～農地は大事な地球の資源です～ |
| | 9 | ◆農業従事者の皆さん
農業者年金(積立年金)に加入しませんか
～老後の備えは国民年金にプラス農業者年金～
◆新規就農研修希望者募集 |
| 〈相 談〉 | 10 | ◆4月からの「殿岡生活改善センター」利用予約を受け付けます
◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| | 11 | ◆3月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| | 12 | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「行政相談」を実施します |
| | 13 | ◆「人権相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



◆町民参加型演劇『ヨムドラ！』に出演してみませんか？

「新しいことに挑戦してみたい！」、「人前で表現したい！」、「お芝居をしてみたい！」、「演劇が大好き！」などなど、思いはさまざま…。

「人前で話すのはちょっと苦手」という人も「別の人間になりければ、何でもできてしまうかも!？」という、貴重な機会のご案内です。

5月26日(金)～28日(日)に開催する「まちドラ！2023」の中で行われる、町民参加型演劇の『ヨムドラ！』(台本を見ながら演じる朗読劇)に参加したい人を募集します。朗読劇とは、「リーディング」とも呼ばれ、『台本を読みながら、簡単な動きだけで演じていく劇』のことです。

経験の有無は問いません。稽古期間は約1カ月半。幅広い世代の皆さんとともに、楽しく稽古をしながら、出会ったみんなの力で一つの作品をつくってみませんか？ 町民の皆さんからの、たくさんのご応募をお待ちしています。

定 員	約20人(参加無料) ※できるだけ申込者全員を受け入れられるように調整していきます。 ※3つ程度のチームに分かれ、各チームが1作品ずつ上演します。
対 象	町内在住もしくは職場が町内にある人で高校生以上の人なら誰でも参加できます。 ただし「上演日の2日間とも必ず参加できる人」とします。
上 演 日	5月27日(土)・28日(日)
上演時間	1作品 20分程度
稽 古	4月上旬から始め、毎週木曜を中心に週に1回程度行います。 公演7日前からは毎日の稽古となる見込みです。 場所は主に文化会館です。
応募方法	申込書は「町立文化会館 事務室」、「町役場 総合受付」にあります。また、「町立文化会館公式サイト」からダウンロードする事も可能です。 申込書に必要事項を記入し、町立文化会館に提出してください。
応募締め切り	3月31日(金)



よくあるご質問に答えます！

Q.「演劇経験なんて全くありません。興味はあるのですが、セリフを覚えられるか心配で…不安です…」

A. 心配は要りません。稽古は楽しい雰囲気が進みますし、本番も台本を見ながら演じていく劇なので、セリフを覚える必要はありません。誰でも気軽に参加できる企画です。

Q.「稽古の日程はどうなるのでしょうか？」

A. 上演日は、5月27日(土)・28日(日)の予定です。稽古期間は4月上旬から約1カ月半の予定で、毎週木曜の夜を中心に週に1回程度行います。公演7日前からは毎日の稽古となる見込みです。場所は主に町立文化会館です。

Q.「演じる作品は何ですか？」

A. 『令和4年度 三股町立文化会館 戯曲講座』の受講生が書き上げた6本の卒業作品を、今回申し込んだ町民の皆さんで上演することになります。
「地元の皆さんが書いた作品を、同じ地元の皆さんで演じ、みんなで楽しもう」という企画です。

Q.「誰が指導するのですか？」

A. 基礎的な稽古は、指導経験豊かな「劇団こふく劇場」の俳優たちが指導に当たります。演出は、九州各地で活躍する演出家に担当してもらう予定です。それぞれがバラエティに富んだ作品になることを目指します。



★お問い合わせは、

町立文化会館 ☎:51-3462 にお願ひします。

◆介護認定調査員を募集します

町高齢者支援課では、介護認定調査員(会計年度任用職員)を募集しています。
希望する人は高齢者支援課 介護高齢者係にお問い合わせください。

■仕事内容 =

- ・要支援、要介護認定に係る訪問調査および調査票作成
- ・その他、介護認定事務に関する業務

勤務時間	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 (休憩:正午～午後1時)
休 暇	週休2日(土曜・日曜) 祝日、12月29日～1月3日、特別休暇
募集人員	1名
給 与	月額 153,774 円から
諸 手 当	期末手当、通勤手当
雇用期間	4月1日～令和6年3月31日 (再度の任用あり)

■勤 務 地 =

町役場 高齢者支援課 介護高齢者係

■応募条件 =

- ①介護支援専門員または、介護施設で実務経験がある保健師・看護師・介護福祉士・社会福祉士など看護や介護のいずれかの資格を持っている人
- ②ワード・エクセルの基本操作ができる人
- ③普通自動車運転免許がある人

★お申し込み・お問い合わせは、
高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)
☎:52-9062(直通)をお願いします。



◆介護支援専門員（ケアマネジャー）を募集します

町地域包括支援センターでは、ケアマネジャー(会計年度任用職員)を募集しています。希望する人は高齢者支援課 地域包括支援センターにお問い合わせください。

■仕事内容 =

- ・要支援1・2のケアプラン作成業務
- ・その他、町地域包括支援センターに関する業務

勤務時間	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 (休憩:正午～午後1時)
休 暇	週休2日(土曜・日曜) 祝日、12月29日～1月3日、特別休暇
募集人員	2名
給 与	月額 182,419 円
諸 手 当	期末手当、通勤手当
雇用期間	4月1日～令和6年3月31日 (再度の任用あり)

■勤 務 地 =

町役場 高齢者支援課 地域包括支援センター

■応募条件 =

- ①介護支援専門員の資格を持っていること
- ②ワード・エクセルの基本操作ができる人
- ③普通自動車運転免許がある人

★お申し込み・お問い合わせは、
高齢者支援課 地域包括支援センター(1階 ⑦番窓口)
☎:52-9063(直通)をお願いします。



お知らせ

◆小・中学校の入学式のお知らせ

令和5年度の町立小・中学校の入学式は次のとおりです。

区分	入学式期日	入学予定者の生年月日
小学校	4月11日(火)	平成28年4月2日生まれ) 平成29年4月1日生まれ
中学校	4月10日(月)	平成22年4月2日生まれ) 平成23年4月1日生まれ

なお、入学通知書は2月上旬までに対象家庭に郵送していますが、次の場合は町教育委員会までご連絡ください。

- ①2月中旬になっても入学通知書が届かない場合
- ②町外への転出予定の場合
- ③町内転居予定で指定学校に変更がある場合
- ④国公立または私立小・中学校に入学予定の場合



※入学通知書は入学式当日に必要ですので、紛失しないようご注意ください。

紛失した場合、町教育委員会までご連絡ください。

★お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 学校教育係(町中央公民館内)

☎:52-9314(直通)をお願いします。



◆マイナポイント第2弾は、2月までにマイナンバーカードを申請すれば間に合います！

《まだ申し込みをしていない人向けのお知らせです》



Q1. マイナポイント第2弾の対象になる人は？

- ①マイナンバーカードを作る申請を2月末までに済ませた人
- ②マイナンバーカードは持っているが、マイナポイント第2弾の手続きをしていない人

Q2. カードを作るためには何が必要？どうすればいい？

- ①QRコード付きの申請書がない人・作り方がわからない人

町役場で「申請サポート」を行っています。

カードを作る本人が、町役場のマイナンバー窓口で本人確認書類(免許証や保険証など)を持って来ることで、写真撮影と申請のお手伝いをします。

- ②QRコード付きの申請書を持っている人

➡ご自分のスマートフォンなどから申し込むことができます。

Q3. 5,000ポイントだけのときにもらった人はどうなるの？

次の2つは申し込むことができます。

- ①「保険証利用設定」によるポイント(7,500円分)
- ②「公金受取口座登録」によるポイント(7,500円分)

Q4. キャンペーン期間自体はいつまで延長？

いつまで延長するかについては2月6日(月)時点では発表がありませんが、できるだけ早目の手続きをお勧めします。

★お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口)

☎:52-9630(直通)をお願いします。



◆スポーツ安全保険に加入しましょう

スポーツ安全保険の受付が3月1日から始まります。スポーツ・文化・ボランティア団体など、4人以上のグループで加入できます。

万一のけがや賠償責任などの事故に備えて加入しましょう。熱中症や突然死も対象となります。

加入区分は8区分に分かれており、掛金は年額800円からと安価な掛け金で加入することができます。詳しくは、(公財)スポーツ安全協会の公式サイトでご確認ください。

■申込方法 =

パソコンまたはスマートフォンで、インターネット加入システム「スポあんネット」から手続きしてください。インターネット加入が初めての団体は、新規会員登録から入り、「注意事項・規約に同意します」にチェックを入れてからメールアドレスなどを入力し、送信されてきた会員IDでログインしてください。必要事項を入力後にコンビニエンスストアなど、選択した支払方法で掛け金をお支払いください。



★お問い合わせは、

公益財団法人スポーツ安全協会宮崎県支部

ナビダイヤル = 0570-087109

携帯電話から = 03-5510-0033 にお願ひします。

小さな掛金、大きな補償

スポーツ安全保険[®]



4名以上の団体・グループで加入ください。

保険期間

令和5年4月1日午前0時から
令和6年3月31日午後12時まで

保険内容

詳しい保険の内容は、
ホームページなどをご覧ください。

加入区分・掛金

加入対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)
子ども (中学生以下)	スポーツ活動	A1	800円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動		
大人 (高校生以上)	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	C (64歳以下)	1,850円
	●A2区分で対象となる活動も補償されます。	B (65歳以上)	1,200円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動	A2	800円
	準備・片付け・応援・団体の送迎		
●スポーツ活動中の事故は補償の対象外です。			
全年齢	危険度の高いスポーツ (指導・審判を含む)	D	11,000円
子ども (中学生以下)	個人活動補償型 (AW)	A1 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	AW 1,450円
		C 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	CW (64歳以下) 4,850円
大人 (高校生以上)	個人活動補償型 (BW)	B 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	BW (65歳以上) 5,000円

※特別支援学校高等部の生徒を含みます。年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。
(注)C・B・CW・BW区分の年齢の判断は「令和5年4月1日」を基準とします。

スポあんネット

パソコン・スマホで
だれでも、かんたん
便利に使いやすい!



インターネット
で簡単お手続き

公益財団法人 スポーツ安全協会



スポーツ安全保険 検索

LINE 公式アカウント



友だち募集中!

本広告はスポーツ安全保険の概要を掲載しており、ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」及び「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款及び特約書によりますが、ご不明の点については(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。

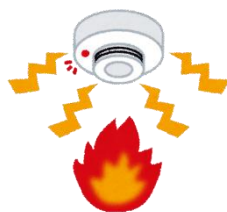
〈引受幹事保険会社〉
東京海上日動火災保険株式会社
担当課 公務第2部 文教公務室 ☎ 0120-233-801
(平日9:00~17:00)

〈共同引受保険会社(令和5年4月予定)〉
あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保

◆「令和5年春季全国火災予防運動」を実施します

2022年度全国統一防火標語

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」



火災が発生しやすい時季です。

高齢者を中心とする火災による死亡の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐために火の取り扱いや火の元の管理には十分注意しましょう。

また、火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を設置し、定期的に点検しましょう。

■実施期間 = 3月1日(水)～7日(火)



★お問い合わせは、
 都城市消防局 予防課
 ☎:22-8884 にお願ひします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和5年1月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、 検査、部品組み立て、 シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所へ …… 内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休みです)
受付時間	午前9時～午後5時



をお願いします。詳しい情報は、[宮崎 内職](#) で [検索](#) してください。

◆自転車を利用している皆さんへ 自転車安全利用五則を守りましょう

自転車は車の仲間(軽車両)です。車と同じように運転する人が守らなければいけない交通ルールがあります。

交通ルールに違反して事故を起こせば、自転車運転者は加害者として刑事上の責任が問われるほか、民事上の損害賠償責任も生じます。「自転車事故は絶対に起こさない」、「事故の被害者にも加害者にもならない」という強い決意で、安全運転に努めましょう

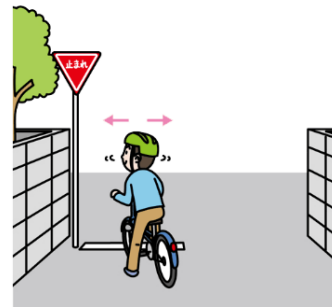
【自転車安全利用五則】

①車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先。

- ・「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合には、左側に寄って通行しなければいけません。
- ・例外的に歩道を通行する場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければいけません。

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- ・信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。
- ・一時停止の標識や標示のある交差点を通行するときは、停止線で必ず一時停止をし、安全確認をしてから通行しましょう。



③夜間はライトを点灯

ライトを点灯するのは、前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためです。夜間は必ずライトを点灯し、自動車などの運転者から発見されやすいように白や黄色などの明るく目立つ服装や反射機材用品の活用をこころがけましょう。

④飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。

⑤ヘルメットを着用

- ・自転車を利用する全ての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- ・幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。

※より詳しい情報は、[内閣府 自転車安全利用五則](#) で検索



【危険な「ながら運転」はやめましょう！】

自転車運転中の「ながら運転」は、周りが見えにくい、音が聞こえにくい、注意がおろそかになるなどの危険があります。交通事故の原因にもなるので、絶対にやめましょう。

①傘をさしながら運転

周りが見えにくくなるうえに、風にあおられてバランスを崩しやすくなります。また、他の車両や歩行者の通行の妨げにもなります。

②スマホなどを使いながら運転

周りの様子が目に入らなくなり、歩行者や車にぶつかる危険が高くなります。

③イヤホンなどを使いながら運転

周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転して、危険に気づくのが遅くなったり、音楽にとらわれて運転に集中できなくなったりする可能性が高くなります。

★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)をお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車と中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(購入する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方と後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町と都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費と補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52-1110(直通)
をお願いします。

◆公社で行う農地売買事業を活用してみませんか ～農地は大事な地球の資源です～

農地の売買(※相手方が決まっています、売買金額が双方合意している場合のみ)で一定の要件にあたる人はぜひ、宮崎県農業振興公社(公社)が行う農地売買事業をご活用ください。

■出し手(売り手)のメリット

- ①公社という公的機関が介在するので、安心して農地を売買できます。
- ②農業委員会のあっせんから、1カ月～1カ月半後には指定の金融機関に、農地買入代金が確実に支払われます。また、支払いが確実なので個人間のトラブルがありません。
- ③農地を売った場合、譲渡所得(800万円控除)の特別控除が受けられます。
- ④所有権移転登記に係る費用は、公社で負担します。(登録免許税など)
- ⑤面倒な書類作成などは、農業委員会と公社が行います。

■受け手(買い手)のメリット

- ①農地売買事業の、「一時貸付タイプ」や「分割払いタイプ」を活用することで、計画的に農地の取得資金の準備ができます。
- ②農地売買事業の、「即売りタイプ」を活用すると、売り渡し諸経費や登記費用の支出が無いので、買入金以外の支出がありません。(登記事務は公社で行います)
- ③公社から農地を取得した場合、不動産取得税の減額措置があります。

■受け手(買い手)の要件など

受け手(買い手)農家の要件は、認定農業者・基本構想水準到達農業者・中心経営体(三股町人・農地プランで位置づけ)などであること。

※詳しくは、**農業委員会事務局**にお尋ねください。

■3つのタイプの売買事業メニュー

①即売りタイプ

公社が買入れた農用地を、認定農業者などに速やかに(2カ月～3カ月で)売り渡す方式

②一時貸付タイプ

認定農業者などに一定期間の一時貸付(最長4年10カ月以内)を行った後に売り渡す方式

③分割払いタイプ

認定農業者などからの土地代金の納入方法を不動産割賦契約書に基づき10年以内の年賦払いとする方式

★お問い合わせ・ご相談は、

農業振興課 農業委員会事務局(3階 ③番窓口)

☎:52-9087 にお願ひします。



◆農業従事者の皆さん

農業者年金(積立年金)に加入しませんか
～老後の備えは国民年金にプラス農業者年金～

「農業者年金」は、自分自身が納めた保険料とその運用収入を積み立て、その額に応じて年金額が決まる**確定拠出型年金**です。

■加入資格 =

◎国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業を営む60歳未満の人

※国民年金の付加年金(保険料月額400円)への加入が必要

※国民年金保険料の免除者は加入できません

※配偶者、後継者など家族農業従事者、自分名義の農地を持っていない農業者も加入できます。

※脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

■保険料 =

①月額2万円～6万7,000円の間で、千円単位で自由に納付金額を決めることができます。農業経営の状況や老後設計に応じて納付金額はいつでも変更できます。

②条件を満たせば、2割から5割の保険料助成(国庫補助)が受けられる「政策支援制度」があります。ただし、保険料は月額2万円に固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。また将来、国庫補助額分を年金として受け取るためには、経営継承などの条件を満たす必要があります。

■税制の控除 =

納付した保険料の全額が、**社会保険料控除**として所得から控除でき、**節税につながります。**

★お問い合わせ・ご相談は、
農業振興課 農業委員会事務局(3階 ③番窓口)
☎:52-9087(直通)をお願いします。



◆新規就農研修希望者募集

JA都城は、経営感覚に優れた地域農業の担い手を育成するため、新たに農業を始めようとする強い意欲のある人を対象に、「新規就農者確保・育成・支援事業」を行っています。

対象者は次の条件のどちらかに該当する人です。

①町内または都城市内の農家の子弟で、就農を希望する者

②県内外の新規就農希望者

■募集人数 = 2人程度

■募集期間 = 1月～5月31日(水)

■研修期間 = 1年間(令和5年8月1日～令和6年7月31日)

■申込先 = JA都城 営農企画室 地域営農振興課



★お問い合わせは、

JA都城 営農企画室 地域営農振興課(都城市都北町5708)

☎:38-6693 にお願いたします。

◆4月からの「殿岡生活改善センター」利用予約を受け付けます

4月3日(月)～来年3月末の殿岡生活改善センターの利用予約受け付けを2月20日(月)から開始します。

予約は、殿岡生活改善センター(☎:52-7234)に電話で直接お申し込みください。

※後日、キャンセルとならないよう、計画を十分に立ててから予約をしてください。

■「殿岡生活改善センター」をご利用ください =

友人やご家族と一緒に安心・安全な手づくり加工食品を作ってみませんか？
殿岡生活改善センターでは、農畜産物などの加工を行うための機械や食品保存のための真空包装機が設置してあり、手作りのみそやめんつゆ、郷土菓子などを作ることができます。

また、施設内には、大会議室や和室も整備してあり、研修会や勉強会などでも利用できます。

【作ることができる加工食品の例】

みそ・めんつゆ・すしの具・ドライカレー・麻婆の素・ふくれ菓子
・かるかん・たけのこ真空包装 など

※機械の使い方は施設指導員が教えますので、安心してご利用ください。

■利用時間 = 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分
(後片付け・事務処理時間を含む)

■休館日 = 土曜・日曜・祝日、年末年始
※機械点検のため、使用できない日があります。
詳しくは、殿岡生活改善センターにお問い合わせください。



■加工室を利用するにあたっての注意事項 =

- ①準備の都合がありますので、必ず1週間前までに予約をしてください。
(ただし、当日空きがある場合は当日申請でも利用できる場合があります)
- ②材料は、利用者が購入し、準備してきてください。
(準備するものや購入先が分からない人はお問合せください)
- ③みそ加工は6人以上、めんつゆ作りは4人以上のグループで利用してください。
- ④殿岡生活改善センターで加工したものは販売できません。

※お問い合わせは、
農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口) ☎:52-9086(直通)
殿岡生活改善センター ☎:52-7234 にお願ひします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

高病原性鳥インフルエンザは、今シーズンは本県での発生に加えて、全国で多くの発生がみられているため、さらなる発生を防ぐため、引き続き高いレベルでの警戒が求められています。口蹄疫も国外で継続して発生していますので、伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しく下さい。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通) にお願ひします。



◆3月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします



■3月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p>回収日:3月15日(水) 時 間:《午後1時30分～3時》 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日:3月22日(水) ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>
場 所	町一般廃棄物最終処分場 (クリーンヒルみまた)
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意①: サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。 注意②: 金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> </div> <p>※分別は、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>○処理料金は現金支払いです。 ○処分場内は徐行運転で走行してください。 ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。</p>

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■農業用廃棄プラスチックの分別方法

**分別が徹底されていない場合
持ち込みをお断りします**

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

種 類	注 意 点
<p>①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稻用育苗箱 ・農業用タンクなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通) お願いします。

相 談

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】 3月24日(金)
時 間	【都城市】 午後1時～4時
場 所	【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を把握するため、必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	3月6日(月)	3月20日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通) をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	3月2日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	くろき まさひろ たけのうち すずこ 黒木 正弘、竹ノ内 鈴子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

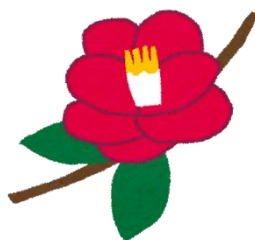
★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 をお願いします。



◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	3月15日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。